

## 障害者総合支援法に関する意見書

昨年、国において障害者総合支援法が改正されたが、その改正について、障害者と家族らが改善を求めていた内容から大きくかけ離れたものとなり、批判が上がっている。

とりわけ、65歳を迎えた障害者が、介護保険への移行を迫られる「介護優先原則」が残されたことに対し、改善を求める声が強まっている。

また、昨年の同法改正では「負担軽減」が盛り込まれたものの、介護保険への移行が前提となっており、問題の根本的な解決にはならないものである。

障害者自立支援法違憲訴訟をめぐり、障害者と国とが「和解」した「基本合意」とともに、障害者権利条約を土台にした「骨格提言」に基づいて法改正を進めていくことを国は障害者に約束してきた経緯がある。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、骨格提言に沿って、障害者が安心して利用できる制度とするよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年7月6日

江東区議会議長 榎本雄一

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

} あて